

徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき、本市の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、学識経験者、市民等から広く意見を取り入れるため、徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) その他市民会議の目的を達成するために必要な事項

(組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員16人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募市民等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から市民会議の目的が達成された日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(専門部会)

第7条 市民会議の協議事項について、専門的見地から意見を聴くため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画政策部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。



附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。